

長浜市地域農業経営基盤強化促進計画の変更公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年12月26日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区
別紙のとおり

- 2 縦覧場所
長浜市産業観光部農業振興課
長浜市八幡東町632番地

対象地区一覧

番号	地域計画の地区		地区内農業集落名
1	浅井地区	山ノ前町	山ノ前町
2	びわ地区	びわ北部地域東部地区	小観音寺町・稻葉町・弓削町・十九町・上八木町
3	高月地区	高月町東阿閉	高月町東阿閉
4	木之本地区	木之本町木之本	木之本町木之本
5	西浅井地区	西浅井町大浦	西浅井町大浦